

No.	質問事項	回答内容	備考
申請受付			
1	新規高卒者を雇用した場合、補助対象期間はいつまでですか？	<p>(1)人材育成費用と(2)資格取得費用とで対象期間が異なります。</p> <p>(1)人材育成費用 雇用した日（雇用した日が卒業月に属する場合は4月1日）から雇用期間が満1年（12か月）となる日までの期間が対象となります。その期間が年度をまたがる場合は、どちらか一方の年度のみが対象となります。</p> <p>(2)資格取得費用 雇用した日から、雇用3年目の初日（満2年に達した日の翌日）となる日以後最初に到来する3月31日までの期間が対象となります。</p>	
2	大学生や専門学校生を雇用した場合、補助対象期間はいつまでですか？	<p>(1)人材育成費用と(2)資格取得費用とで対象期間が異なります。</p> <p>(1)人材育成費用 ①雇用した日が4月1日から9月30日までの場合 →雇用した日から雇用期間が満1年（12か月）となる日までの期間が対象となります。 その期間が年度をまたがる場合は、どちらか一方の年度のみが対象となります。 ②雇用した日が10月1日から3月31日までの場合 →雇用した翌年度4月1日から、雇用開始からの雇用期間が満1年（12か月）となる日までの期間が対象となります。</p> <p>(2)資格取得費用 ①雇用した日が4月1日から9月30日までの場合 →雇用した日から、雇用3年目の初日（満2年に達した日の翌日）となる日以後最初に到来する3月31日までの期間が対象となります。 ②雇用した日が10月1日から3月31日までの場合 →雇用した翌年度4月1日から、雇用3年目の初日（満2年に達した日の翌日）となる日以後最初に到来する3月31日までの期間が対象となります。</p>	
3	Uターン就職者を雇用した場合、補助対象期間はいつまでですか？	(No.3に同じ)	

No.	質問事項	回答内容	備考
4	OFF-JTにはこういったものが該当しますか？	OFF-JTには、社外で行われる新入社員研修やe-ラーニング受講、社内であっても外部講師を招いての研修や、他部署の社員による日常業務以外の内容の研修が該当となります。 <u>令和7年度よりOFF-JTの実施時間について、合計40時間以上のうち、15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修を実施したうえで申請いただくことに運用を変更しております。</u> <u>※他部署の社員による日常業務以外の内容の研修は15時間の中にも含めることはできません。</u>	
5	1年度につき何回まで申請することができますか？	補助金交付年度内に申請できる回数は、人材育成費用、資格取得費用あわせて1事業主あたり1回まで申請することができます。	
6	同一の労働者を毎年度対象とすることができますか？	資格取得費用については、該当する経費がある場合は、最大3年度にわたって対象とすることができます。 ただし、人材育成費用については、1年度限り対象とすることができます。	
「新規高卒者」について			
7	市外から転入した新規高卒者は対象になりますか？	3月の高校卒業時点で一関市以外に居住していた場合でも、雇用開始から12か月以内（補助金申請までの間）に転入し、なおかつ申請時において引き続き住民登録地が一関市内にある方が対象となります。	
8	新規高卒者で、前の職場を数か月で退職した方を年度内に雇用した場合は、対象となりますか？	高校を卒業した年の9月30日までに雇用された方は対象となります。	
9	新規高卒者を雇用しましたが、6ヶ月経過後に退職しました。その間にかかった経費は、補助申請の対象となりますか？	補助申請及び補助金請求時点で、対象者が在籍している必要があります。このため、すでに対象者が退職している場合は助成の対象とはなりません。	

No.	質問事項	回答内容	備考
「若者等」について			
11	中途採用の方は「若者等」の対象に該当しますか。	若者等人財育成支援事業補助金で対象としている若者等とは、下記①と②を対象としていますので、①と②に該当しない場合は対象外となります。 ①新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高専、専修学校の専門課程等（学校）を卒業した月の翌月から起算して6月以内に雇用されたもの（新規学卒者） ②UIJターン者 雇用開始日が属する月から起算して12か月以内に一関市内に転入した者、または一関市内に転入した日が属する月の翌月から起算して6か月以内に雇用された者で、補助金の交付申請時において引き続き市内に住所を有する者。※転入前に1年以上市内に住所を有していない者に限る。	
「新規学卒者」について			
12	新規学卒者の対象となる「大学等」とはどこですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院、大学、短期大学、高等専門学校 ・高等学校の専攻科及び別科 ・特別支援学校高等部の専攻科及び別科 ・専修学校の高等課程、専門課程 ・岩手県産業技術短期大学校、千厩高等技術専門学校、東北職業能力開発大学校（長期間の訓練課程に限る） ・看護師等学校養成所、農業大学校などが対象となります。 	
13	新規学卒者の年齢に制限はありますか？	年齢制限はありません。 ただし、卒業した月の翌月から起算して6か月以内に雇用された方が対象です。	
14	大学中退者を雇用した場合、対象となりますか？	「UIJターン者」として対象となる場合があります。 「UIJターン者」の要件は、市外に1年以上住所を有し、その後、市内に転入し、転入前若しくは転入後6か月以内に雇用され、申請時において引き続き住民登録地が一関市内にある方です。	
「UIJターン就職者」について			
15	UIJターン就職者の要件はありますか？	(No.14回答参照)	
16	UIJターン就職者に年齢制限はありますか？	年齢制限はありません。	

No.	質問事項	回答内容	備考
「雇用要件」について			
17	「雇用期間の定めのない」または、「1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる」ことの確認はどのようになりますか？	「雇用期間に定めのないこと」、「雇用期間がある場合には、1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること」を労働条件通知書や雇用契約書等の書類により確認します。	
18	採用時の雇用期間が1年以下で、その後、更新により雇用期間が1年を超える雇用契約の場合は対象になりますか？	採用から通算した雇用（予定）期間が1年を超える場合は、「1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる」雇用契約に該当します。 例えば、採用時の雇用契約が4月1日から3月31日までの場合、雇用期間が1年を超えていないので、対象となりませんが、その後、雇用契約の更新により、雇用期間が1年を超える場合は対象となります。	
人材育成費用の「補助対象経費」について			
19	対象となる研修はどのような研修ですか？	新たに雇用した新規高卒者、若者等（新規学卒者、UIターン者）の人材育成及び就業定着を目的として行ったものであることが前提となります。 申請年度内に実施された採用後の社外研修、社内研修（OJT研修、Off-JT研修）も対象となります。	
20	補助金交付年度内に実施した外部研修の受講料を前年度に支払った場合、補助対象経費になりますか？	補助対象経費とすることができます。 補助金交付年度内に実施した研修等に係るものであれば、支払時期に関わらず対象となります。 ただし、交通費、宿泊費については、旅行日が補助金交付年度内のものに限りします。	
21	申請日以後に支出する予定の経費を人材育成費用の補助対象経費にすることができますか？	申請時点で支出予定の経費は補助対象経費にすることができません。 申請までに支出した経費が対象です。	
22	新入社員の人材育成を目的として、外部講師を招へいして集合研修を実施した場合、その費用は補助対象になりますか？	補助対象となります。 また、補助対象者以外の若手社員等が受講者に含まれる場合でも、新入社員の人材育成を目的とした研修であれば、外部講師に係る経費は補助対象となります。 ただし、テキスト代など1人あたりの費用が明示されており、明確に区別できる場合は、補助対象者以外の方に係る経費を除いて計算します。	
23	外部講師を招へいし、新規高卒者等を含む社員全員で実施した研修は対象となりますか？	社員全員の資質向上等を目的とした講演会やセミナー等は、新規高卒者等が参加しても、対象となりません。	

No.	質問事項	回答内容	備考
24	根拠資料にはどのような書類が必要ですか？	謝金（謝礼）、委託料等の領収書、受講料、交通費、宿泊費の領収書や研修の開催要項、研修資料等の写し等が必要となります。 なお、交通費、宿泊費等で会社規定額を支払っている場合は、旅費規程の写しなど金額の根拠がわかる書類もあわせて必要です。	
25	自社の社員が指導した場合の経費は、どのように積算すればいいですか？	申請できる額は、指導者1人につき、1時間当たり1,000円となります。 指導員×時間数×1,000円で積算してください。 この方法で積算した額を申請する場合は、「OJT等実施状況報告書」（指定様式）の作成と添付が必要です。 なお、研修時間に、補助要件に該当する新規高卒者、新規学卒者、UIターン者以外が含まれる場合であっても按分する必要はありません。	
26	自社の社員による指導時間の合計に1時間未満の時間がある場合はどのように計算しますか？	総指導時間（指導員×時間数）に1時間未満の時間がある場合は、切り捨てしてから1時間当たり1単価を乗じます。 （例）総指導時間が、90時間50分の場合 90時間 × 1,000円 = 90,000円 ※50分は切り捨てします。	
27	OJT研修の場合、講師となる社員が自分の仕事をしながら終日対応した場合は、どのような積算になりますか？	実際に指導にあたった業務時間で計算してください。 例えば、8時間勤務のうち、指導者自らの業務を5時間行った場合は、指導時間は3時間となります。指導者自らの業務を行わず、専ら指導に専念した場合は8時間となります。	
28	社外研修の場合、引率者の経費も対象となりますか？	引率者の経費は対象となりません。	
29	一関市外にある本社や親会社での研修も対象となりますか？	対象となります。研修経費としては、交通費、宿泊費等が見込まれます。 ただし、社員が指導員となり指導した場合の人件費相当額（1時間あたり1,000円）は、その社員を申請事業主が雇用し、給与を支給している場合に限り申請することができます。	
30	新規高卒者と新規学卒者をそれぞれ採用して研修した場合、補助申請はどのようになりますか？	補助申請は、新規高卒者分と新規学卒者分の2本立てになります。 経費が明確に区分できる研修については、それぞれに計上してください。 研修受講者一人あたりの単価が設定されておらず、明確に区分することが難しい経費については、どちらか一方の補助対象経費として計上することができます。	
31	大学卒の人とUターン者を雇用した場合、人材育成費用で申請できる金額はいくらになりますか？	新規学卒者とUIターン者はともに若者等の対象となりますので、人材育成費用で申請できる金額の上限は1事業主あたり、採用人数1人につき20万円、2人以上採用の場合は1人につき5万円加算、さらに「くるみん」認定企業は、これらの合計額の1.5倍となります。	

No.	質問事項	回答内容	備考
32	社内研修時の資料作成のためのコピー代は、経費の対象となりますか？	研修に使用した紙代やコピー代は、経費の対象となりません。なお、研修のために購入したテキストや書籍等の経費は対象となります。	
33	補助対象経費を計算の際、円未満の端数が生じた場合は、どのように処理しますか？	円未満は切り捨てとなります。	
34	「資格取得費用」に該当する経費（以下「資格取得費用対象経費」といいます。）を「人材育成費用」として申請することができますか？	資格取得費用対象経費は、①資格取得の受講料、②受験料または受検料、③資格の初回登録料です。「人材育成費用」の対象期間（No.2及びNo.3参照）にある労働者に係る経費であれば、「人材育成費用」で申請することができます。この場合の補助率は「資格取得費用」で申請する場合と異なり10/10で計算します。ただし、一つの資格の一連の①～③の経費を「人材育成費用」と「資格取得費用」とに分けて申請することはできません。	
35	資格取得費用対象経費を「人材育成費用」として申請する場合、資格取得が要件となりますか？	「資格取得費用」として申請する場合と異なり、資格取得は要件に含まれません。このため、資格取得に至らなかった受講料、受験料などの経費も「人材育成費用」の対象となります。	
36	資格取得費用対象経費を「人材育成費用」として申請する場合、補助対象経費が確定した日はどのようになりますか？	「人材育成費用」の場合の補助対象経費が確定した日は、支出の原因となった行為が完了した日です。受講料は受講が終了した日、受験料は受験日で、補助対象経費が確定した日を判断します。	
37	資格取得費用対象経費以外で資格取得に関連して支出した経費を「人材育成費用」として申請することはできますか？	申請することができます。もともと「資格取得費用」に該当しない経費なので、「資格取得費用」とは切り離して取扱います。	
38	「人材育成費用」として申請することができる資格取得費用対象経費以外で資格取得に関連して支出した経費にはどのようなものがありますか？	受験のために要した交通費・宿泊費、合格率を上げることを目的とした講座（対策講座など）の受講料、参考書購入費などが挙げられます。	

No.	質問事項	回答内容	備考
資格取得費用の「補助対象経費」について			
39	資格取得費用を申請する場合の補助対象経費が確定した日はどのようになりますか？	資格取得費用対象経費は、①資格取得の受講料、②受験料または受検料、③資格の初回登録料です。資格を取得した日（登録が必要な資格の場合は登録した日）が補助対象経費が確定した日となります。①～③の一連の費用（ただし受講した日、受験した日、登録した日が補助対象期間内の場合に限ります。）は、すべて資格を取得した日（登録が必要な資格の場合は登録した日）の属する年度の経費として取扱います。	
40	受験日と資格取得日が異なる年度の場合はどちらの年度の経費となりますか？	資格を取得した日の属する年度の経費として取扱います。（No.37参照）このため、補助対象期間内に受験し、補助対象期間経過後に取得した資格は対象となりません。	
41	根拠資料にはどのようなものが必要ですか？	①受講料、受験料、登録料等の写し ②受験要項など受講内容、受験内容がわかる書類の写し ③修了証、合格証、認定証など資格を取得した事実を証明する書類の写しが必要となります。	
42	資格取得日はどのように確認しますか？	資格を取得した事実を証明する書類として提出された資料に記載されている日付により確認します。	
43	TOEICは「資格取得費用」の対象になりますか？	TOEICになどスコアで評価される語学試験については、受験者の語学の習熟度を把握するためのものであり、成績により資格を付与されるものではないため「資格取得費用」の対象とはなりません。	
44	不合格となった試験の受験料は「資格取得費用」の対象になりますか？	資格取得が要件となります。結果が不合格となった試験にかかる受験料は対象とはなりません。	
45	2次試験合格により資格取得となる資格で、1次試験のみ合格した場合、その費用を「資格取得費用」として申請することができますか？	資格取得が要件となりますので原則的に1次試験合格のみでは申請することができません。ただし、1次試験合格者に対して別の資格取得の権利が与えられる資格試験（「技術士」試験での「技術士補」など）については資格登録の手続きを行うことで1次試験合格のみで申請することが可能です。それ以外の場合は、資格を取得した日の年度に属する年度の経費として取扱います。（No.37参照）	
46	申請日以後に支出する予定の経費を資格取得費用の補助対象経費にすることができますか？	申請時点で支出予定の経費は補助対象経費にすることができません。申請までに支出した経費が対象です。	

No.	質問事項	回答内容	備考
47	社員に対して資格取得に要した費用の一部を助成する制度を導入しています。その制度により支出した費用は申請することができますか？	職務上必要な資格という観点から助成している資格に限り、申請事業主が負担した費用を申請することができます。 この場合は、要項など制度の概要がわかる書類の写しを添付してください。	

No.	質問事項	回答内容	備考
その他			
48	書類の保管期間はどれぐらいですか？	申請等に関する書類（領収書等を含む）は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して、5年間保存してください。	
49	現在、全国の行政機関で手続き書類の押印見直しの取り組みが進んでいますが、この事業についてはいかがでしょうか。	本事業については、令和3年度より、様式第1号（交付申請書）、様式第2号（雇用年月日等証明書）について押印を廃止いたしました。（なお、上記以外の書類については押印が必要となります。）	